

## 第 1 回 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会 議 事 概 要

事項	第 1 回 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会	出席者	39 名（随行者・事務局除く）
日時	平成 26 年 8 月 29 日（金） 14:00～16:00	場所	小野市うるおい交流館エクラ 大会議室
内容	<p>1 開会</p> <p>(1) 開会あいさつ</p> <p>(2) 委員及び出席者紹介</p> <p>2 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会について</p> <p>(1) ・設置要綱について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開要領について</li> <li>・推進計画策定にかかる体制</li> </ul> <p>(2) 総合治水推進計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合治水とは                      ・総合治水条例の概要</li> <li>・総合治水推進計画の策定スケジュールについて</li> </ul> <p>3 議事</p> <p>(1) 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進計画（素案）について</p> <p>(2) 第 1 回ワーキングでの主な意見</p> <p>4 その他（連絡事項）</p> <p>5 閉会</p>		
資料	<p>議事次第、出席者名簿、配席図</p> <p>資料 1-1 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会 設置要綱</p> <p>資料 1-2 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会 公開要領</p> <p>資料 1-3 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進計画策定              にかかる体制</p> <p>資料 2 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進計画について</p> <p>資料 3 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進計画（素案）              について</p> <p>資料 4 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進計画（素案）</p> <p>資料 5 第 1 回ワーキングでの主な意見</p> <p>資料 6 流域対策の主な取り組み</p> <p>資料 7 減災対策の主な取り組み</p> <p>参考資料 1 総合治水条例の概要（パンフレット）</p>		

## 1 開会

あいさつ（赤木北播磨県民局長）

委員の紹介（事務局）

## 2 東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会について

### 2.1 設置要綱等について

事務局は、資料 1-1 により「東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会 設置要綱」の説明を行った。

事務局は、資料 1-2 により「東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会 公開要領」の説明を行った。

事務局は、資料 1-3 により「東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進計画策定にかかる体制」の説明を行った。

### 2.2 総合治水推進計画について

事務局は、資料 2 により総合治水条例の概要、総合治水推進計画の策定スケジュールについての説明を行った。

## 3 議事

### (1) 会長あいさつ

議事に先立ち、宮本会長からあいさつが行われた。

### (2) 会長代理、議事録署名人の選出

会長は会長代理、議事録署名人に赤木委員を指名し、赤木委員はそれらを了承した。

### (3) 東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進計画(素案)について

資料 3「東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進計画(素案)説明資料」と資料 5「第 1 回ワーキングでの主な意見」の説明を行った。（事務局）

### 主な意見

- ・今後のフォローアップにおいて進捗状況等を確認する上で、計画の具体的な数値目標や水準に関する表現をできる範囲で示してはどうか。（阪神北県民局委員）
- ・「ながす」と「ためる」の数値目標の考え方はかなり性質が違う。今後、整理していかなければいけない。（会長）

⇒「ながす」対策は、河川整備計画で河川管理者が計画的に工事を進めるために定めた流量が数値目標となる。一方「ためる」対策は、関係機関が連携を図り実施するもので努力目標的な意味合いをもつ。数値目標について検討のうえ、可能なものは推進計

画に入れたい。(事務局)

・呑吐ダムの事前放流による貯水能力の確保についてダム管理者と調整を行っている。利水者の権利があることから、利水ダムの事前放流は容易ではない。貯水施設の雨水貯留容量の確保を推進していただきたい。(三木市委員)

・利水ダムの事前放流は水利権から難しい面がある。しかし、タイミングによっては有効な手段になる可能性もある。(会長)

⇒現在のところ、事務局としては、ダム管理者と事前調整は行っていない。今後、関係部局と調整しながら協議していきたい。(事務局)

・計画検討にあたっては、県と市町が意見交換を実施する等、コミュニケーションを密にしてほしい。また、計画には、住民の責務が示されていることから、市から連合町内会に計画の内容等について説明をお願いしたい。(県民委員)

⇒推進計画策定にあたって、県と市町の担当のレベルで準備会議を開催し、連携を図りながら推進計画を策定している。(事務局)

・流域対策の実施については、財源や維持管理面での課題もあることから、施設管理者がリーダーシップを取って流域対策を展開することが難しい場合が多い。流域対策を広く展開していくにあたり、河川・下水道管理者が財源を支援するなどの仕組みづくりを検討する必要がある。(神戸市委員)

⇒本件は加古川流域圏のみではなく、県内全ての推進計画に関わる。改めて検討が必要と考えられる。(事務局)

・次回の協議会で、その考え方を説明いただきたい。(会長)

・最近では異常気象で災害が全国で起こっている。推進計画はその気象条件にあてはめていく必要がある。また、ため池の事前放流については、近年の異常気象で天候が予測できず、池の被害が外に及ぶことも心配であり、専門家の意見も聞きたい。

・ため池を預かり用水管理をしていることから、用水は安易に放流できない。(県民委員)

・県民の皆さんに積極的に寄与していただくためには重要な意見である。ため池の事前放流の効果などを総合治水条例の枠組みの中でどのように考えているのか。(会長)

⇒近年雨の降り方が変わってきており、それに伴い被害発生状況も変わってきている。雨の降り方や降り方の変化による被害発生状況の分析が、今後必要と考えている。(事務局)

・例えば板波水位観測所の水位低下量など、取り組みに対する検証も推進計画のなかに取

- り入れる予定はあるか。(加東市委員)
- ・ 計画策定後のモニタリングやフォローアップなどはどうするのか。(会長)  
⇒本協議会では計画のフォローアップを行う予定である。実際の取り組みの効果ができれば、その時に示したい。(事務局)
  - ・ 本計画の流域対策の効果としては、加古川本川の洪水時水位に影響があるものではないと考えている。みんなで水をためて水害に備えようという意識づけは非常に重要なことである。
  - ・ 「ためる」取り組みを推進するためには、都市化したために雨水が土壌に浸透しなくなったものを再び浸透させるようにするなど、水循環思想の観点からの検討も考えられる。
  - ・ 本計画内で財源を誰がどうするのか、考慮していく必要があるのではないか。
  - ・ また、計画を推進していく中で、例えば、ため池の事前放流を実施した後に雨が降らない場合は、取り組みの利点だけでなくネガティブな要素も考慮した議論が必要で、それらは簡単ではない。(姫路河川国道事務所委員)
  - ・ 推進計画の上で県と市の連携は見られるが、一方、国と県の連携があまり見えていない。国土交通省でも「ながす」取り組みだけでなく、「ためる」もしくは「そなえる」取り組みを県・市と協働することと思われるが、そのときの考え方はどうなっているか。(会長)  
⇒内水であれ外水であれ、浸水対策についてはどのようなことができるかを関係者間で協議しなければいけないと考えている。国では、「まるごとまちごとハザードマップ」など、ソフト対策にも取り組んでおり、被害をみんなで防止するための減災対策にも協力させていただきたい。(姫路河川国道事務所委員)
  - ・ 1 ha 以上の開発では、調整池の設置が義務付けられていることから、開発業者によっては1 ha 以下で申請を出し、さらに工期をかえて再度1 ha 以下で申請する場合がある。この場合、調整池の設置についてどのように指導しているのか。(県民委員)  
⇒一体的な開発で、その面積が1 ha を超過することが明確な場合、調整池を設置する必要がある。(事務局)
  - ・ 流域対策については数値目標や実行可能性という意見もでた。これらの点も考慮に入れて、次回のワーキングで議論頂きたい。(会長)
  - ・ 内水被害のある小規模流域などをモデル地区に選定し、効果検証やモニタリングにより対策の実施の効果を示すことも考えられる。モデル地区を含めた推進計画のとりまとめを期待する。(会長)

#### 4 その他（連絡事項）

- ・ 11 月頃に第 2 回ワーキングを予定。
- ・ 12 月頃に第 2 回推進協議会を予定。

#### 5 閉会